

第2期宮津市空家空地対策計画の策定について

議会全員協議会資料
令和3年12月22日
企画財政部

空家空地対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき「宮津市空家空地対策の推進に関する条例」を制定し、『宮津市空家空地対策計画』（平成29年3月策定）により総合的な対策を推進しているところです。

同計画については、今年度末で計画期間が終了することから、現在、宮津市空家空地対策協議会において、第2期計画策定に向けた協議を進めています。

■第2期『宮津市空家空地対策計画』素案の概要（別添資料を参照）

◆計画期間 令和4年度～令和13年度（10年間）

（空家空地対策は中長期的に取り組む必要があることや『第7次宮津市総合計画』（R3～R12）を踏まえ、総合計画と1年ずらした上で10年間とする。ただし、空家空地対策をめぐる社会情勢の変化や国の動向、上位・関連計画の改定状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。）

◆基本方針 人口減少が進み、空家空地が今後増加していけば、空家空地に直接起因する問題にとどまらず、地域活動の衰退や市全体の活力低下も懸念される中で、管理者等、市、自治会・市民等、事業者の役割や責任を明確にした上で、「地域とともに空家空地を活かす」ための総合的な対策を行う。

◆基本方針実現のための3つの柱と施策目標

柱1 「(空家空地の) 発生の抑制」

○地域とともに空家空地にしない

柱2 「(空家空地の) 利活用の促進」

○空家空地を放っておかずに地域とともに活かす

柱3 「安全・安心の確保」(空家空地の管理不全対策と特定空家空地の措置)

○地域とともに安全・安心な住環境を確保する

■策定スケジュール

- ◆3年11月17日 第1回庁内推進会議
- ◆3年11月26日 第1回協議会（素案の確定に向けた協議）
- ◆4年1月 第2回庁内推進会議
- ◆4年1月 第2回協議会（計画案の確定に向けた協議）
- ◆4年2月 パブリックコメント
- ◆4年3月 第3回庁内推進会議
- ◆4年3月 第3回協議会（計画確定）